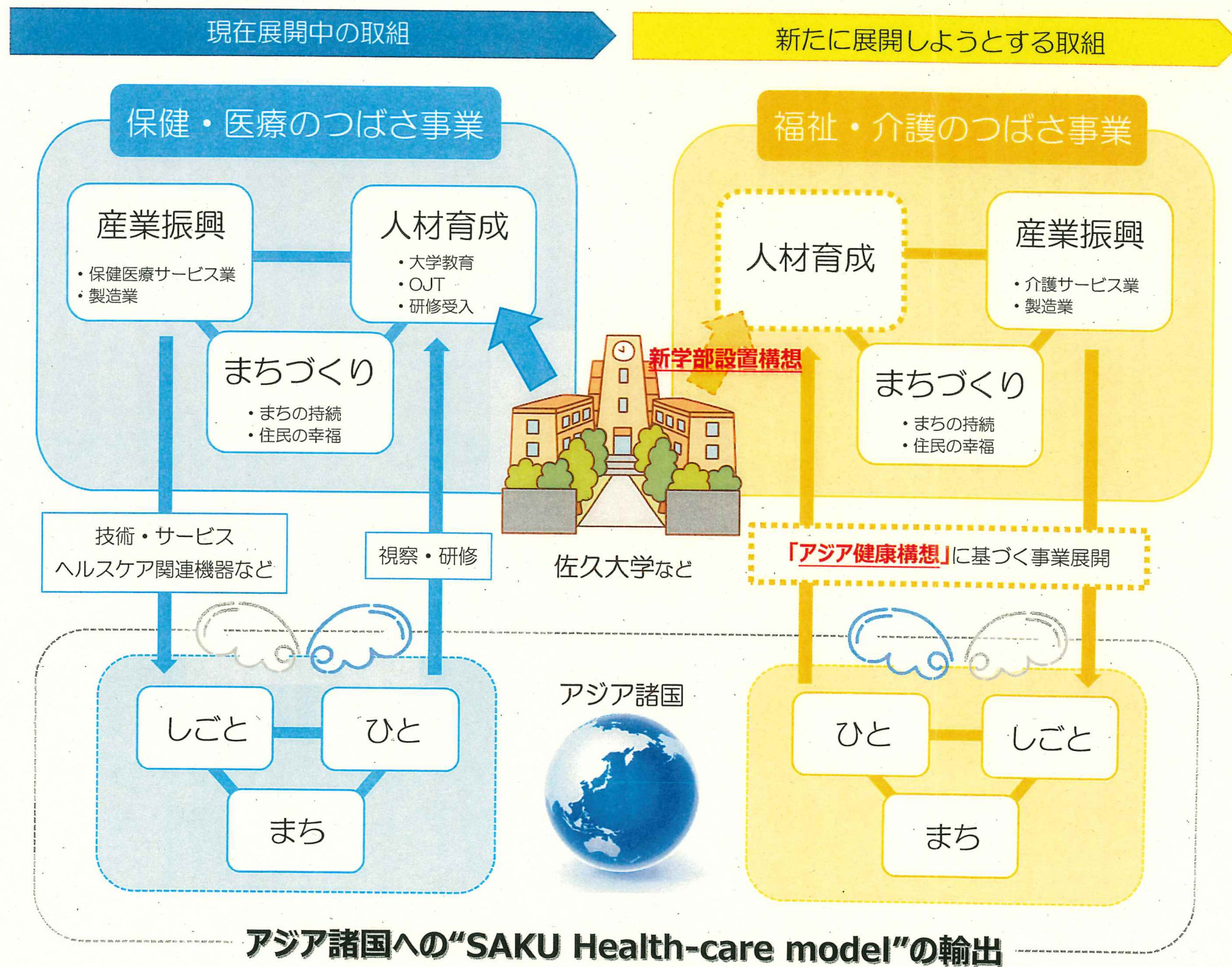


佐久市の地方創生の取組 「ジャパンブランド「健康長寿」推進事業」における【福祉・介護のつばさ事業】の展開

状況

- 佐久市では、市内従業者の分野別割合において、近年「医療・福祉分野」のウェイトが顕著に増加（従事者数が多い「製造業」は▲7.3%、「卸売・小売業」は▲9.1%に対し、「医療・福祉業」は22.7%増）
- このような情勢や国の施策の動向を踏まえると、「医療・福祉」はまち・ひと・しごとの創生上、特に注力すべき分野
- 福祉・介護分野においては、高齢化（サービス受給者の増加）、少子化（担い手不足）の影響が大きく、喫緊の課題

これを踏まえ、現在展開中ジャパンブランドの取組において新たな事業展開を図り、一層の地方創生につなげたい



アジア健康構想

急速に進むアジア諸国の高齢化に対応したUHCと健康長寿社会を実現し、持続的な経済成長が可能なアジアを創造する構想

この構想の下、アジアと本国が一体となって高齢化に対応。具体的には

- 1) 本国の介護事業者の国際展開により、現地に介護産業を振興。また実習生の帰国後の受皿を創出。
- 2) 外国人実習生の積極的な受入れ・育成により本国の介護現場の活性化とアジアに必要な介護人材の育成を両立。

本構想は、佐久市が進める「保健・医療のつばさ事業」と趣旨を同じくするもの

佐久大学の新学部設置構想

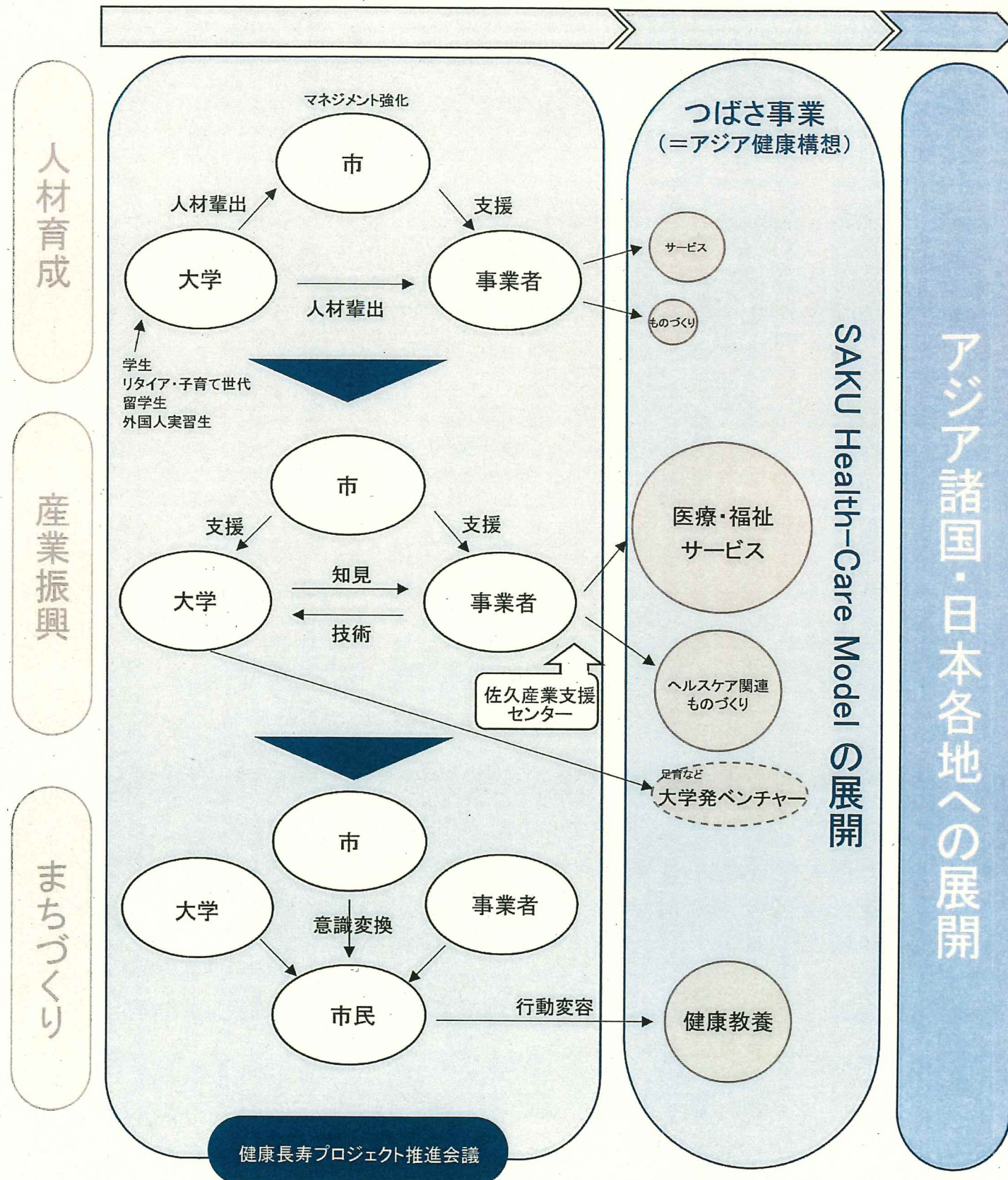
佐久大学の看護学部において、地域に必要な看護人材を育成・輩出
⇒ 「保健・医療のつばさ事業」へ多大な貢献

同大学において、

- 高度なケア知識、技術を有する人材
- アジア諸国の将来の介護需要を踏まえ、アジアと日本の介護を言語的、文化的に繋げる人材
- 介護予防のために住民意識を変容させる人材等を養成する新学部を設置する構想

新学部では、上記の介護を支える人材の創出はもとより、アジアからの留学生・介護実習生へ高度なケア技術や介護言語の研修も実施

「アジア健康構想」に基づく福祉・介護のつばさ事業の展開について



事業展開に当たっての課題とその対応策（今後PJ会議で検討、推進）

1 人材育成

〈課題1〉福祉・介護人材の不足への対応

- ・大学、事業者において学生、子育て終了世代、リタイア世代、留学生、外国人実習生を対象とした高度専門ケアカリキュラムの実施

〈課題2〉外国人の受入れに当たっての量や体制の確保

- ・アジア健康構想のモデル事業としての展開による地域のブランド化（健康長寿のメッカ）
- ・地域ぐるみでの暮らし（衣・食・住・交通など）の支援
- ・外国人実習生と現場を「正確」につなぐ、言語や文化、介護知識などに通じた人材の育成

〈課題3〉システムの輸出に向けた体制整備

- ・システムを定着させるためには、輸出先の国々の伝統・文化・宗教などを十分に理解（＝「地域診断」）した上で、システムのアレンジと地域仕様への変換が必要
- ・システムのカスタマイズ化ができる人材の育成

2 産業振興

〈課題1〉ものづくりの振興に向けた取組

- ・大学の知見を生かし、大学発ベンチャーを創出
- ・佐久産業支援センターとの連携によるヘルスケア関連分野の産業の創出

〈課題2〉異文化に対する苦手意識の払拭

- ・事業者への異文化対応力の向上のための研修（言語や知識、ノンバーバルコミュニケーション、海外派遣研修など）
- ・地域住民と外国人研修生との交流機会の創出

3 まちづくり

〈課題1〉市民の行動変容の実現

- ・行動変容を促す指導能力をもつ人材を大学で育成し、市や事業者へ輩出
- ・「農村医学」で地域に根付く「行動変容」の伝統や「集い力」を活かし、変容を促す機会を創出
- ・足育をはじめとする啓発や機器などにより、地域への健康教養の浸透を促進

佐久健康長寿プロジェクト推進会議規約（案）

1 趣旨

この規約は、佐久市と佐久穂町を中心とした佐久地域の特徴である健康長寿、そして、それを支える保健・医療・福祉システムを世界に誇れるブランドと捉え、このブランドを地域の産業振興、まちづくりに生かすことにより、交流人口の創出と、地域経済の活性化を図り、多くの人に選ばれ、住み続けたい地域を創生することを目的に、関係者が一堂に会して協議を行う場となる「佐久健康長寿プロジェクト推進会議」（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 役割

推進会議の役割は、次のとおりとする。

- (1) 関係団体等が一堂に会して健康長寿のまちを将来にわたり維持するとともに、その仕組み・ノウハウを日本のみならず、世界に発信していくために必要なことや、産業振興及びまちづくりに生かしていくことを協議・検討する。
- (2) 推進会議は、次の組織（以下「各組織」という。）が行う事業について報告を求め、意見調整ができるものとする。

ア保健・医療のつばさ事業連絡会議
イ佐久市健康長寿産業振興推進協議会
ウ佐久市健康長寿まちづくり協議会
エ福祉・介護のつばさ事業連絡会議

- (3) 推進会議で協議・検討する内容は、次のとおりとする。

ア健康長寿のブランド構築のあり方
イ海外からの視察研修受入れプログラムや帰国後のフォローアップ体制のあり方
ウ視察研修を通じた保健・医療・福祉の健康長寿ブランドの国際展開のあり方
エその他推進会議で協議・検討が必要と認められる事項

- (4) 推進会議は、各組織が行う事業等の相互連携を支援する。
- (5) 推進会議は、各組織の事業が独立した企業体等へ引き継げるように協力をする。

3 体制

推進会議の体制は、次のとおりとする。

- (1) 推進会議の会員は、20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

ア保健・医療・福祉に係る団体等の代表
イ産業に係る団体等の代表
ウまちづくりに係る団体の代表
エ識見を有する者

- (2) 市長は、市長が委嘱したアドバイザーを推進会議に出席させることができる。
- (3) 市長は、推進会議にオブザーバーを出席させることができる。

4 任期

推進会議会員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 会員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 会員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、退任する。

5 会長及び副会長

推進会議の会長及び副会長は、次のとおりとする。

- (1) 推進会議に会長1人、副会長1人を置く。
- (2) 会長は、会員の互選によりこれを定める。
- (3) 副会長は、会長が指名する。
- (4) 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 会議

推進会議の会議は、次のとおりとする。

- (1) 推進会議は、会長が必要に応じて招集し開催する。
- (2) 推進会議の議長は、会長が当たる。
- (3) 推進会議は、会員の定数の半数以上が出席しなければ、推進会議を開くことができない。
- (4) 推進会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (5) 会員は、やむを得ない理由があるときは、会長の許可を得て、代理人を推進会議に出席させることができる。
- (6) 推進会議は公開する。ただし、特別の事情があると認められるときは、公開しないことができる。

7 総務

推進会議の事務局は、佐久市役所内及び佐久穂町役場内に置き、佐久市が総務を主管する。

8 費用弁償

推進会議の費用弁償は、次のとおりとする。

- (1) 会員が推進会議に出席したときの報酬及び旅費又は公務のため旅行したときは、旅費を支給する。
- (2) 前号の規定により支給する報酬及び旅費の額は、「佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年4月1日条例第41号）」によるものとする。

9 推進会議の運営経費

推進会議の運営に係る経費は、佐久市役所一般会計予算とする。

10 その他

この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成28年8月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月6日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>2 役割 推進会議の役割は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 推進会議は、次の組織（以下「各組織」という。）が行う事業について報告を求め、意見調整ができるものとする。 ア保健・医療のつばさ事業連絡会議 イ佐久市健康長寿産業振興推進協議会 ウ佐久市健康長寿まちづくり協議会 エ福祉・介護のつばさ事業連絡会議</p> <p>(3) から (5) まで 略</p>	<p>2 役割 推進会議の役割は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 推進会議は、次の組織（以下「各組織」という。）が行う事業について報告を求め、意見調整ができるものとする。 ア保健・医療のつばさ事業連絡会議 イ佐久市健康長寿産業振興推進協議会 ウ佐久市健康長寿まちづくり協議会</p> <p>(3) から (5) まで 略</p>

附 則

この規約は、平成30年7月6日から施行する。